

(表)

	身 分 証 明 書		
	所属 職階・氏名		
			年 月 日生
上記の者は、板倉町土砂等による土地の埋立ての規制に関する条例第14条に規定する立入検査を行う職員であることを証明する。			
年 月 日			
板倉町長			印

(裏)

板倉町土砂等による土地の埋立ての規制に関する条例抜粋

(立入検査)

第14条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に土砂等の埋立てを行う者の事務所、事業場その他その土砂等の埋立てを行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。